

日田市教育行政実施方針(案)について(概要)

1. 目的・理由

日田市教育行政実施方針は、教育基本法第17条第2項に基づく、教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、教育大綱で示された基本方針を実現するため、教育行政における具体的な取組を示すものです。

現行の教育行政実施方針は、令和9(2027)度末までの計画期間を設定していますが、今回、この方針の基となる教育大綱を改訂したことから、この改訂内容に沿った方針とするために新たに策定します。

なお、新しい方針の計画期間は、日田市の最上位計画である日田市総合計画の計画期間との整合性を合わせるため、現行の方針と同じく、令和9年(2027)度末までとします。

2. 内容

I 教育行政の推進

第1 市民と共に創る

II 学校教育の充実

第1 学びを変える

第2 学校を安全で、安心な場所に

第3 「ひた」の子どもを地域とともに

III 社会教育の充実

第1 市民の豊かな学びを支える

3. 施行予定日

令和8年4月1日